

特別養護老人ホームチヂン園 利用料について

利用料一日あたり(1割負担の方)

円

利用者様 要介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用料金	6,940	7,620	8,350	9,030	9,680
②サービス提供体制加算			60		
介護職員処遇改善加算 ①+②×13.6%	952	1044	1144	1236	1325
一日あたり基本料金	7952	8664	9494	10266	11005
内 介護保険から 給付される額	7157	7798	8545	9239	9905
サービス利用自己負担	795	866	949	1027	1101

一日あたりの食費及び居住費 の負担額について

食費と居住費にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額とします。

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	費用基準額
食費	300	390	650	1360	1445
居住費	0	430	430	430	915

※食費、居住費 各段階について説明

第一段階⇒ 生活保護受給者は預貯金 要件なし

世帯(世帯を分離している配偶者を含む)全員が市町村民税非課税であること
預貯金が単身で1,000万、夫婦で2,000万以下であること

第二段階⇒ 世帯全員が市町村民税非課税であり 年金収入金額+合計所得金額が80万以下。

預貯金が単身で650万、夫婦で1,650万以下であること。

第三段階①⇒ 世帯全員が市町村民税非課税であり、年金収入額+合計所得金額が80万超～120万以下

預貯金が単身で550万、夫婦で1,550万以下であること

第三段階②⇒世帯全員が市町村民税非課税世帯であり、年金収入額+合計所得金額が120万円超

預貯金が単身で500万、夫婦で1,500万円以下

第四段階⇒ 世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者

※ 他の加算 (上記基本料金以外に該当される方のみ加算分)

○初期加算 入所日から30日を限度として一日あたり300円／日を加算
または、ひと月を超える入院等後の再入所の際も30日間加算されます

○安全対策体制加算 入所時1回を限度として、算定。200単位

○外泊時費用 6日以内の入院または外泊をした際に算定される
一日あたり2460円
内、介護保険から2214円
利用者負担 (1割) 246円 × 日数

入院、外泊当日及び退院、帰園日は居室代、食事代は通常と同じく1日分でます
外泊中は、居室代は通常どおりです。食事代は、でません。

○その他 実費負担となるもの 散髪代、日用品(歯ブラシ、歯磨き粉、ひげそり、等)
その他必要に応じて生じた個人的なもの。